

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等 リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると双海支所が立地する地域において 0.3～1 mの浸水が予想されている。また、会員事業所の存在している地域においては2 mの浸水が予想されている地域が複数存在している。

商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。双海町内の主要産業である漁業関係においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の中山地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、小売業の多くが集積している。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で40～60%の確率で発生すると言われている。商工業者へのリスクとしては、沿岸部では津波被害により洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、地域事務所近くの地区は事業者が密集しており、火災による被害により、にぎわいが失われることによる販路の縮小や商圈の喪失などのリスクも存在する。

(その他)

伊予市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は風光明媚な瀬戸内海に面している。東西に23 km、南北に21 kmの広がりを持ち、面積は194.44 kmとなっている。

北部は道後平野の南端を占める平地で、南部は、中央構造線以北のなだらかな山々と、中央構造線以南の標高900m前後の急峻な山地となっている。

気候は瀬戸内海式気候で、四季を通じて一般に温暖で晴天の日が多く、雨量は年間1,300mm程度となっている。また、気温は、最近の年間最高平均気温が20.7℃、最低平均気温が12.5℃で、平均気温16.3℃と一年を通じて寒暖の差が少ない。

これまで発生した災害の主な原因は、梅雨前線及び台風による暴風・豪雨である。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全

国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。また、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

当市の地域防災計画等は以下を参照

- ・伊予市地域防災計画（風水害等対策編）
- ・伊予市地域防災計画（地震災害対策編）
- ・伊予市地域防災計画（津波災害対策編）
- ・伊予市地域防災計画（原子力災害対策編）
- ・伊予市地域防災計画（資料編）
- ・伊予市水防計画
(ホームページ URL)

https://www.city.iyo.lg.jp/bousai/bousai_plan.html

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 242 人
- ・小規模事業者数 205 人（うち事業継続力強化計画認定事業者は3人）

【内訳：令和3年経済センサス】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
A B 農業, 林業, 漁業	5	4	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	
D 建設業	39	39	
E 製造業	24	18	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
G 情報通信業	0	0	
H 運輸業, 郵便業	7	6	
I 卸売業, 小売業	94	80	
J 金融業, 保険業	2	2	
K 不動産業, 物品賃貸業	5	5	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1	1	
M 宿泊業, 飲食サービス業	21	17	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	21	20	
O 教育, 学習支援業	1	1	
P 医療, 福祉	9	4	
Q 複合サービス事業	4	4	
R サービス業(他に分類されないもの)	9	4	
計	242	205	

(3) これまでの取組

1) 伊予市の取組

- ・災害などの非常事態時における業務の継続や早期復旧を可能とするため「伊予市業務継続計画」を策定している。
- ・「伊予市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・市庁舎に程近い防災倉庫、中山地域事務所、双海地域事務所、学校給食センターに各種物資（飲料水、食料、毛布等）を備蓄している。

2) 当会の取組

- ・伊予市が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。
- ・愛媛県火災共済協同組合と連携し、会員に対して損害保険の加入促進を行った。
- ・日本政策金融公庫と連携し、事業者のリスクファイナンスに対する注意喚起を行った。
- ・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。
- ・事業継続力強化計画の策定支援、見直し支援として、市内事業者を訪問指導した。
- ・事業継続力強化計画を策定済みの事業者に対して、計画に基づく訓練の重要性を周知した。
- ・訓練実施済みの事業者に対して、訓練の結果に基づく計画の見直しを支援した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

目 標	目標 (R3-R7 年度)	実績 (R3-R7 年度)
スタートアップ型の簡易な事業継続力強化計画策定 (件)	10	1
事業継続力強化計画認定 (件)	10	1
各種共済・保険制度への加入推進 (件) (見直し、検討資料提供含む)	10	50

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できておらず、支援対象の明確化が必要である。
- ② 地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができておらず、議論の場の創出が必要である。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り等について実践的助言を行える人員が不足しているほか、防災・減災等の重要性を一層強く認識する必要がある。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 当市危機管理課、商工観光課、当会で適宜協議し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行う。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する実践的助言を行う人員不足について

は、愛媛県火災共済協同組合、日本政策金融公庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、愛媛県防災士講座の受講等を通じた防災士資格取得や、当会職員向け研修会等を開催し最新の専門知識の習得及び意識醸成に努める。

Ⅲ 目標

<定性的目標>

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害・感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 市内の主要産業である小売業が多く集積し地域経済圏の中心となる中山地区、観光・交流の拠点となる上灘地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・ 支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が3件程度と低いことから、事業継続力強化計画の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

<定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
① 事業継続力強化計画の策定支援件数(回)	1	2	2	2	2	2
② 小規模事業者のうち事業継続力強化計画の策定(認定)率(%)	1.5	2	3	4	4.5	5
③ 2のうち主要産業(小売業)の策定(認定)率(%)	1	1	1	1	1	1
④ 損害保険(共済)の新規(見直し)提案件数(件)	10	2	2	2	2	2
⑤ 事業継続力強化セミナー開催件数(件)	5	1	1	1	1	1
⑥ 防災士資格の取得者数(人)	3	4	5	6	6	6

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省が公表する事業継続力強化計画の認定状況について、月次で確認のうえ、認定事業者をリストアップする。
- ・商工会内部の経営支援情報をまとめた「経営支援システム」に、事業継続力に係る取組情報・支援情報を蓄積する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況のアンケート調査を実施のうえ調査結果を整理・分析する。

2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

3) フォローアップ

- ・伊予市が主催する防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する (HP : <https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)。
- ・事業継続力強化計画の策定後10年が経過した事業者に対し、巡回指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間をリストに整理し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

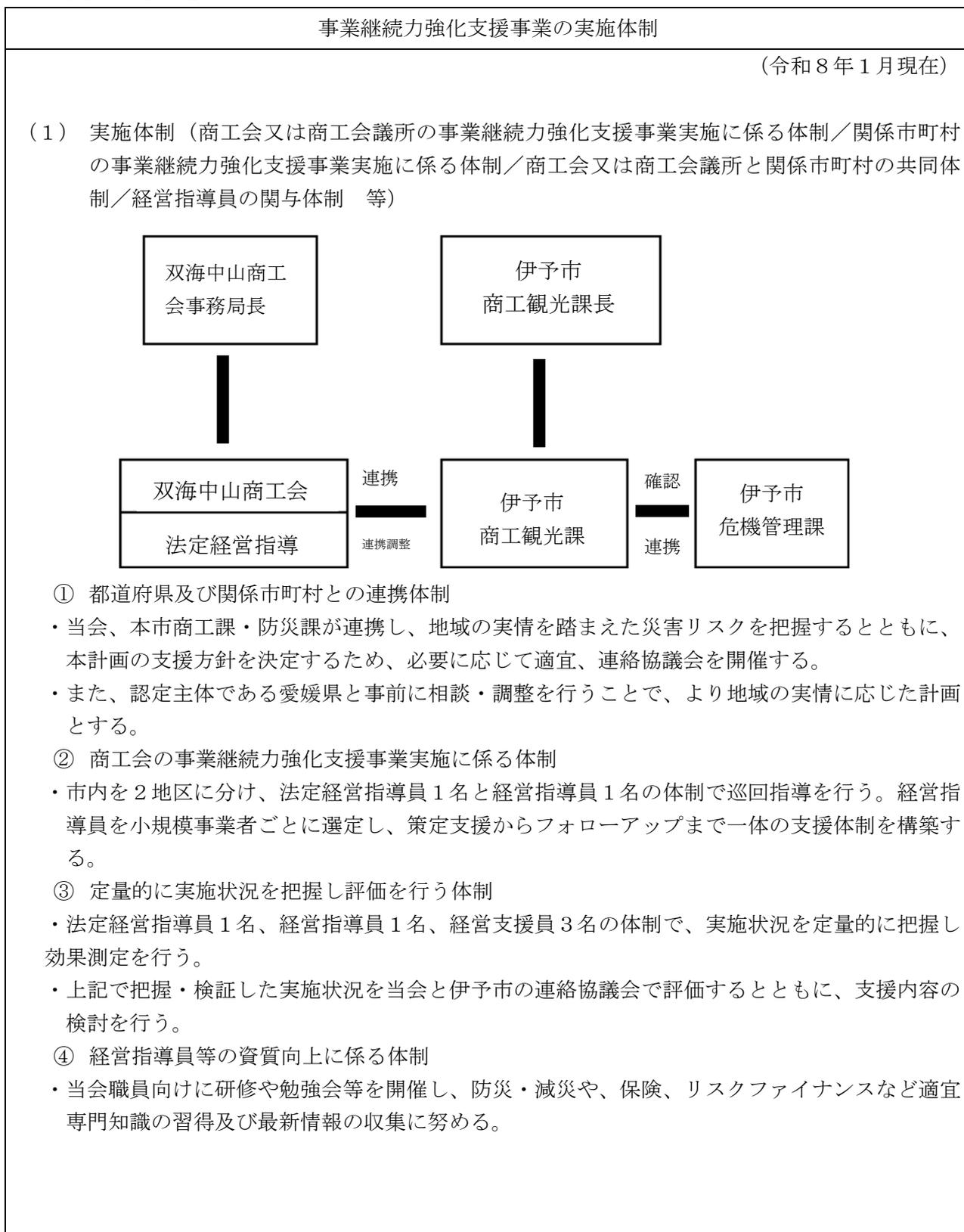
- ・ホームページや広報誌において、域内事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介し、域内事業者への波及を図る。
- ・同じ地域や同じ業種など、連携の必要性が高い事業者等に対しては、関連企業をマッチングのうえ、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

5) 関係団体等との連携

- ・包括連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介を実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等を共催する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岩田 リチャード 昂（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の可否

経営指導員岩田は、施行規則2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

双海中山商工会

〒791-3205 愛媛県伊予市中山町中山丑 285 番地 1

TEL : 089-967-0197 / FAX : 089-967-1562

E-mail : info@futaminakayama.com

②関係市町

伊予市 産業建設部 商工観光課

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820

TEL : 089-982-1111 / FAX : 089-982-1728

E-mail : syokokanko@city.iyo.lg.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
専門家派遣費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	50	50	50	50	50
チラシ作成費	30	30	30	30	30
打合せ費用	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事務手数料、伊予市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること